

平成27年2月10日

報道関係各位



調剤報酬の不適切請求に関する報道について

本日、一般紙で報道されました、一部薬局における薬剤服用歴の未記載及びそれに係る調剤報酬の不適切請求の疑いがある事案に関しまして、公益社団法人日本薬剤師会（会長：山本 信夫）では別紙の通り、都道府県薬剤師会に対し、あらためて会員への指導徹底を要請する通知を発出いたしましたので、ご案内申し上げます。

今後とも本会では、薬剤師による薬学的管理指導及び適切な保険調剤の実施の徹底を図って参る所存です。

お問合せ先：日本薬剤師会

副会長 石井 甲一

専務理事 寺山 善彦

<本件に係るご取材等に関して>

事務局担当：広報・情報室

電話 03-3353-1170

FAX 03-3353-6270

日 薬 業 発 第 348 号
平成 27 年 2 月 10 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会長 山本 信夫

調剤報酬の不適切請求に関する報道について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日、大手薬局チェーンの子会社が展開している薬局において、薬剤服用歴を記載せずに保険調剤を行っていた件数が 17 万件余り存在し、調剤報酬を不適切に請求していた疑いがあるとの新聞報道がありました（朝日新聞）。

現時点では、本会として報道内容に関する事実関係を把握しておりませんが、もし事実であるならば薬剤師全体並びに保険調剤の信頼性を貶める行為で誠に遺憾であり、あつてはならないことと受け止めております。

各都道府県薬剤師会におかれては、会員への薬剤服用歴を活用した服薬指導の必要性及び重要性について日頃からご指導いただいております。会員の従事する保険薬局においては適切に実施されていることと存じますが、今回の報道を受け、改めて貴会会員へのご指導の徹底をお願い申し上げます。

なお、厚生労働省保険局及び医薬食品局に対しては、今回の報道に係る事実関係の調査を行うとともに、もし事実であれば厳正な対応を図るよう求める予定であることを申し添えます。